

進路情報 BOOK

茨城県立下妻特別支援学校

進路支援部

令和7年4月 更新



下妻特別支援学校
公式キャラクター
シモロウ

目次

1. 障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法とは……	3
障害者総合支援法によるサービス	5
児童福祉法によるサービス	6
様々な障害福祉サービス	7
障害福祉サービスの利用方法	8
レスパイトサービスについて	9

2. 卒業後のサービス利用に向けて

在学中から福祉事業所を訪問、見学するメリット	11
障害福祉事業所を探そう ～検索方法について～	12
障害福祉サービス利用や就労のよくある質問 Q&A	13
就労移行支援と就労継続支援について	14
就労移行支援について	15
就労継続支援 A 型「雇用型」について	16
就労継続支援 B 型「非雇用型」について	17
障害者サービス受給者証、療育手帳について	18
障害支援区分認定調査、障害基礎年金について	19

3. 障害者の雇用について

障害者雇用促進法から	21
本校の就労（障害者雇用）の流れ	22
障害者就業・生活支援センターについて	23

1. 障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法は、従来の障害者自立支援法からさらなる福祉サービスの充実などを目指し、みんなが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援するための法律です。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法の主なポイント

平成 26 年 4 月に施行

●法律の目的

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要となる各種サービス等を充実させ、総合的に支援することを目的としています。また、誰もが地域で自分の望む生活をすることができるよう、各種施設や医療機関から地域に戻るための支援システムなども組み込まれています。

●障害者の範囲（障害児の範囲も同様）

18 歳以上の身体、知的、精神のほか、発達障害や難病も対象となります。

●障害者支援区分の創設

「障害区分」を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「**障害支援区分**」に改めました。

●障害者に対する支援の見直し

①重度訪問介護の対象を拡大しました。

（重度の肢体不自由者等に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象を拡大）

②共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるように、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合しました。

③地域移行支援の対象を拡大しました。

（現行の対象者に加えて、地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする人に対象を拡大）

④地域生活支援事業を追加しました。

（障害者に対する理解を深める研修や理解啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等）

⑤就労定着支援を追加しました。 2018 年施行

（近年、福祉事業所の就労移行支援等を利用し、企業など一般就労に移行する障害者が増えている。そのため、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援のニーズが多様化、増大化することを踏まえ、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う）

●2022年に改正された障害者総合支援法のポイント

2024年4月より、2022年に改正された障害者総合支援法が施行されました。障害や難病を抱えていても安心して暮らせる、地域社会の構築が改正の目的となります。

1 障害者等の地域生活の支援体制の充実

① グループホーム制度の見直し

一人暮らしを一定期間バックアップする機能を持つことになりました。(一人暮らしへの移行支援、居住後一定期間の相談支援)

② 障害や精神などの課題を抱える人への支援体制を整備

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進め、地域の協議会で守秘義務を設け、個々の事例を情報共有することも努力義務とされました。また、精神保健に関する相談支援が追加されます。

2 障害者を向上させる支援サービスの設立・体制強化

① 働きたい障害者の適切な職場選択を支援

障害者本人がより良い就労先や働き方を選択できるように支援する「就労選択支援」の創設が盛り込まれました。※2025年10月より開始

② 短時間でも働けるなら雇用機会を拡大

週10時間以上20時間未満で働く精神障害者や重度身体障害者、重度知的障害者です。1人を0.5人として、雇用率に算定します。

③ 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

3 精神障害者が必要な治療・サービスを受けられる支援体制の整備

① 医療保護入院の見直し

② 入院者訪問支援事業の創設

③ 精神病院での虐待を防止する取り組みを強化

4 難病・小慢患者への医療充実と療養生活支援

① 症状が重症化した場合、医療費支給を円滑に受けられる仕組みの整備

医療費助成の開始時期が申請日から「重症度分類を満たしていると診断した日(重症化時点)」に変更されました。

② 療養生活の支援強化

各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病と小慢のそれぞれの対策地域協議会の連携が努力義務化しました。これにより、成人後も見据えた支援体制の整備がなされます。

③ 小児慢性特定疾病児童などへの自立支援強化

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、必須事業の相談支援事業と任意事業があります。小慢患者が自立するためのニーズ分析によって、必要な事業を適切に実施できるように「実態把握事業」を追加することになりました。

5 関連サービスや病気のデータベース(DB)に関する規定を整備

6 サービス事業者指定の仕組みと居住地特例の見直し

障害者総合支援法によるサービス

目次へ

障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

障害者総合支援法による給付等の対象となる障害者

身体障害者

知的障害

精神障害

障害児



児童福祉法による障害のある児童を対象としたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。



様々な障害福祉サービス

目次へ

在宅や通所などで、利用するサービスと入所施設で行うサービスがあります。
施設サービスは「日中活動系サービス」と「居住系サービス」に分けられています。

訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、通所などで利用したりするサービスです。

種類	サービスの名称	内容
介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。
	重度訪問介護 対象：常時介護の必要性が高い人	重度の障害があり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
	行動援護 対象：知的障害、精神障害	左記の対象の障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時、必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護 対象：重度の視覚障害者	左記の対象の障害によって移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援 対象：常時介護の必要性が非常に高い人	左記の対象の人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動系サービス：通所や入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

種類	サービスの名称	内容
介護 給付	療養介護 対象：医療の必要な常時介護が必要な人	左記の対象の人に、医療機関で機能訓練や療育上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に看護が必要な人に施設で入浴や排泄、食事介護や創作的活動等の機会を提供します。
訓練等 給付	自立訓練(生活訓練)※2年、長期入院・入所者3年 自立訓練(機能訓練)※1年6ヶ月、四肢麻痺等3年	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援 ※最大で2年間利用可能	一般就労を希望する人に一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援（A型、B型） ※詳細はP14～17を参照	一般就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上の訓練をします。
	就労定着支援 ※最大で3年間利用可能	一般就労をしている方が長く職場に定着できるように、福祉サービスを提供する事業所が勤務先へ訪問し、相談、助言し、働きやすい環境作りをサポートします。

居住系サービス：入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排泄、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に住居における相談や日常生活上の援助をします。

障害福祉サービスの利用方法

目次へ

申請からサービスを利用するまでの流れを説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう市町や事業者がお手伝いします。申請はお住まいの市町で行います。障害者支援施設などに入所している人は、入所前に住んでいた市町に申請します。

1. 相談

- ・市町の障害福祉課窓口、相談支援事業所に相談します。

指定特定相談支援事業所

指定特定相談支援事業所とは、市町から指定を受けた事業所のことです。障害福祉サービス申請前の相談や申請時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

2. 申請

- ・市町村の障害福祉課窓口で、サービスの支給申請をします。
- ・サービスの支給申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての認定調査（80項目）を行います。※ 本人同席
- ※ 事前に市町村の障害福祉課に電話し、持参する物等を必ず確認する。

3. 審査判定

- ・介護給付サービスを利用する方は、障害者支援区分を取得する必要があります。※ 訓練等給付は市町によって区分取得が必要な場合あり
- ・認定調査の結果をもとに市町で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か判定します。
- ※ 区分1（軽）～区分6（重）19ページ参照

4. 認定通知

- ・指定特定相談支援事業所が利用者の希望などを考慮に入れた「サービス利用計画（案）」を作成し、市町に提出します。それらを踏まえてサービスの支給量が決まり、受給者証を交付します。
- ※ 申請者自身による作成も可能です。（日中一時支援の利用申請の場合等）

5. 事業者と契約

- ・サービスを利用する福祉事業所を選択し、利用に関する契約を結びます。
- ・福祉事業所を選ぶ際は市町の障害福祉課へご相談ください。

6. サービス利用開始

- ・サービスの利用を開始します。
- ・サービスの支給量や内容については、利用開始後も一定期間ごとに確認し、必要に応じて見直しを行います。

レスパイトサービスについて

目次へ

レスパイト：「息抜き、休養」 レスパイトケア：「介護者の休養」
☆利用者だけでなく、**介護する家族の負担を配慮**するためにつくられたサービスです。

①放課後等デイサービス（小学部1年生～高等部3年生まで利用できる）

- イメージは「学童保育」です。**学校終了～夕方まで**安全に日中、お子さんを預かります。
- 個々の課題に応じた活動や創作、音楽的な活動など本人の実態に応じた様々なサービスを提供します。

②日中一時支援「デイサービス」（卒業後も利用できる）

「介護者の休憩、気分転換したい…（介護疲れ防止）」

- 介護疲れ防止のため、一時的に朝～夕方までお子さんを預かります。

※朝～夕方まで宿泊はありません（宿泊を希望の場合は、短期入所になります）

③短期入所「ショートステイ」（卒業後も利用できる）

「ご家族が病気で…」、「冠婚葬祭などで…」等

- お子さんの支援ができないときに**夜間も含めて朝～夕方、預かるサービス**です。
- 食事、入浴等の日常生活に必要な支援をします。
- 日中活動は、主に福祉施設の通所者と一緒に「生活介護」の障害福祉サービスを利用して、余暇活動、創作活動等を行います。

★②の利用を希望する場合は、居住地の福祉課へ連絡し、相談してください。

★①、③は、**相談支援事業所の相談支援専門員と契約**し、サービス等利用計画書の作成を依頼する必要があります。

相談支援専門員事業所と契約するタイミングは？？？

長期休業日中などに、「**③短期入所（ショートステイ）**」のサービス利用を考えている時が良いタイミングかと思われます。（学区内市町の福祉課職員より）

2. 卒業後のサービス利用に向けて

在学中に福祉事業所を訪問、見学する メリット

目次へ

★特に高等部卒業後に利用する障害福祉サービス「生活介護」等を提供している福祉事業所の見学、契約、利用等をおすすめします！

高等部卒業後に大きなメリットがあります！！

在学中から見学し、日中一時支援や放課後デイサービスを契約、継続して利用している場合は、家庭と福祉事業所との相互理解が深まっているので、円滑に高等部卒業後のサービス利用（生活介護、就労移行支援等）に移行することができる。

訪問、見学するメリット

<p>児童、生徒、保護者にとって</p> <p>訪問し、職員の方とコミュニケーションを図ることで、パンフレットやホームページの情報だけでは分からない、福祉事業所（施設）の雰囲気や働く職員の人柄を感じることができる。</p>	<p>福祉事業所にとって</p> <p>福祉事業所（施設）の職員が、児童生徒を知る機会になる。</p> <p>児童生徒、保護者の人柄を感じることができる。</p>
--	--

福祉事業所と契約し、利用するメリット

<p>児童生徒、保護者にとって</p> <p>児童生徒が新しい環境に慣れ適応する力が伸びる。</p> <p>家庭、学校以外の子どもの居場所ができ、保護者も安心して、生活できることにつながる。</p>	<p>福祉事業所にとって</p> <p>継続して利用することで、児童生徒の実態を理解し、安心して円滑に支援等ができる。</p> <p>児童生徒保護者のニーズを理解することができる。</p>
--	---



双方にとって、継続して利用することで、よりよい人間関係を築くことにつながる。

高等部の進路体験実習（校外実習）受け入れのための見学について

高等部では、保護者の協力のもと、実習前には、必ず生徒と保護者で、実習先の事前訪問（あいさつ含む）を行っています。

訪問の際、「個別の教育支援計画」（個別面談時に学校と家庭間で確認）のコピーを渡すことで、円滑に福祉事業所の職員に実態や障害特性を伝えることができます。



事前に見学し、顔見知りになると、進路体験実習（校外実習）の受け入れが円滑に進む。



実習を経験し、相互理解が深まり、高等部卒業後の円滑なサービス利用につながる。



<p>福祉事業所を探す方法</p> <p>・パソコン、スマホを利用し、学校ホームページの進路支援のワムネット（リンク）を使い検索する。</p>	<p>福祉事業所を訪問する時は…</p> <p>訪問前には、必ず福祉事業所に電話して、都合を伺い、見学の日時を約束し、時間厳守で訪問してください。第一印象がとても大切です。</p>
---	--



★福祉事業所（施設）を見学、利用した場合は、学級担任までお知らせください。

障害福祉事業所を探そう

～ワムネットのおすすめの利用の仕方～

スマホやタブレットで気軽に！簡単に！情報を得ることができます！！

○学校のホームページ「進路支援のページ」に、新たに「障害福祉サービス等情報検索」のリンクをはりました。ご活用ください。以前よりも情報量も増し、とても見やすいレイアウトになりました。



①学校のHPの進路支援から **WAMNET** をクリックする。



②調べたい **都道府県** をクリックする。



③調べたい **市町村、居住地** をクリックする。



④調べたい **サービスを選択** をクリックする。



⑤ **希望のサービス内容** をクリックする。



⑥一覧の中から **福祉事業所名 詳細情報** をクリックする。



⑦福祉事業所の **サービス内容等の詳細情報** が見られる。



⑧ **上の項目** をクリックすると、さらに詳細情報（従業員の数など）が見られる。

障害福祉サービス利用や就労についてよくある質問Q&A

目次へ

Q. 障害福祉サービスの利用を希望する場合は、どうすればいいですか？

A. サービスの利用をご希望される方は、**お住まいの市町村に申請**して支給決定を受けて頂く必要があります。市区町村の職員が**心身の状況や置かれている環境などを聞き取り調査**し、障害支援区分の認定を行ったうえで、支給決定が行われます。

Q. 障害福祉サービスの支給は、どのようにして決めるのですか？

A. 障害福祉サービスを利用しようとする場合は、**サービスの種類ごとに市町村に対して支給申請**を行います。市区町村は、申請のあった障害のある方の障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案、介護を行う方の状況、置かれている環境などを勘案して、支給が必要かどうかを決定します。

Q. サービスの支給決定の際に用いられる障害支援区分とは何ですか？

A. 障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことを「障害支援区分」といいます。**市町村は、介護給付の申請があった場合に、この区分に関する審査に基づき、認定を行います。「区分1(軽)」から「区分6(重)」の6区分が定められています。**

Q. 就職活動はどのように進めていけばいいですか？

A. 高校生を採用する時は、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、いわゆる「求人活動ルール」が設けられています。
例えば、「応募は一人二社まで」、「採用選考は9/16以降」、「企業は生徒との直接連絡は原則禁止」などがあります。具体的なスケジュールについては、HP掲載の「進路決定の流れ(進学・就職)」をご参照ください。

Q. 障害者雇用率制度について教えてください。

A. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害のある方に雇用の場を与えるための制度です。障害者雇用率は法定雇用率とも呼ばれ、事業主に対して、従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者の雇用を義務付けています。
★令和6年4月から法定雇用率が段階的に引き上げとなりました。

	民間企業	国、地方公共団体	都道府県の教育委員会
令和5年4月	2.3	2.6	2.5
令和6年4月	2.5	2.8	2.7
令和8年7月	2.7	3.0	2.9

障害福祉サービスの利用は、**お住まいの市町村の障害福祉課へ相談がスタートです!**



本校では、**在学中は短期入所(ショートステイ)、卒業後に生活介護のサービス利用し、通所している方が多い傾向にあります。**

就労「移行」支援と就労「継続」支援について

目次へ

「就職したい。仕事をしたい。」という意欲はあっても、就労先から求められるものとマッチしない場合もあります。そこで**就職するための訓練と仕事の場を提供**するために設けられているのが、「就労移行支援」と「就労継続支援」のサービスです。

障害のある方を対象にした就労支援制度

「就労移行支援」は「一般就労が可能と見込まれる 18～65 歳未満の障害者を対象にした支援」です。この支援の対象となる障害者で、就職を希望する人は、就労移行支援事業所で一定の訓練を受けたのちに、就職活動に取り組むことになります。

就労「移行」は**訓練の場**、就労「継続」は**働く場**

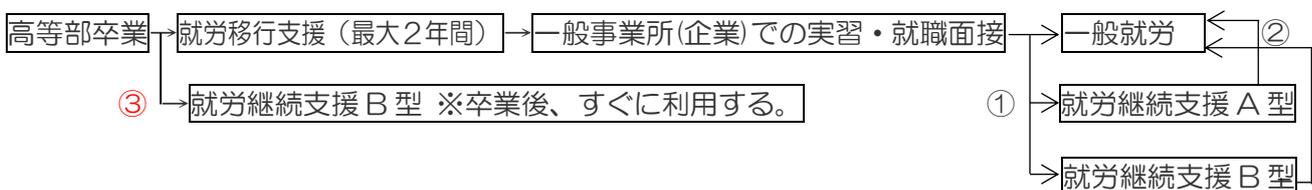
就労「移行」支援が、**一般就労を前提**とした訓練サービスであるのに対して、就労「継続」支援は、**一般就労が困難**とされる方を対象にしたもので、就労の場を提供する支援です。また、単に働くだけでなく、仕事を通して能力の向上も図られています。

就労「継続」支援には **A 型** と **B 型** がある

就労「継続」支援には、「**A 型**」と「**B 型**」の 2 種類があります。A 型は雇用契約を結んで仕事を提供する形態です。雇用契約を結ぶということは、「行った仕事に対して給料が支払われる」ということです。また、社会保険への加入も義務付けられています。B 型は雇用契約を結ばずに仕事を提供する形態です。ただし、行った仕事に対しては、少額ながら工賃が支払われます。

	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
雇用契約の有無	雇用契約 無	雇用契約 有	雇用契約 無
賃金、工賃の形式	原則、賃金、工賃無	賃金が支払われる	工賃(手間賃)が支払われる
月の平均収入		平均 86,752 円 (厚労省・令和 5 年)	平均 23,053 円 (厚労省・令和 5 年)
支援を受ける対象者の条件	18 歳～64 歳の障害者	18 歳から 64 歳 ※ 条件付で 65 歳以降も利用可	18 歳から ※ 年齢制限なし
利用期間	最大 2 年	定めなし	定めなし

★基本的な就労移行支援サービスを利用しての一般事業所への就労までの流れ



- ① 一般就労が困難となった場合は、就労継続 A 型又は B 型の支援を受ける。就労継続 A 型の作業が困難な障害者を対象としたのが就労継続 B 型で、内職系の軽作業を行うことが多い。
- ② 就労継続 A、B 型で、仕事を通して知識や能力を身につければ、就職試験にチャレンジし、一般就労につなげることもできる。
- ③ 卒業後すぐ就労継続支援 B 型の福祉事業所を希望している場合は、相談支援専門員を通して、在学中に暫定的に「就労移行支援」のサービスを受給してもらい、就労移行支援のサービスが利用できる福祉事業所で就労アセスメント（就労評価）を実施する。

自分の現状に合った支援を選ぶ

障害者の障害の程度に応じて、様々な就労コースが用意されています。**大切なことは、無理をせず自分の現状に合ったコースを選ぶ**ことです。そのことによって、就労の安定につながり、将来の自立への道筋も見えてくるはずですよ。

就職のための訓練を行う

就労移行支援は、将来、**一般就労を前提**として、そのための知識と能力を訓練します。就労移行支援における支援の基本は、企業等が求める能力・知識と障害者の能力・知識のギャップを埋めることにあります。利用者の能力に対応していくつかのプログラムが用意され、**仕事に関する知識やスキルアップ**が行われます。また、**就職活動のサポート**はもとより、就職後も長く働き続けられるよう職場への**定着支援**も行われています。

賃金・工賃はない

就労移行支援施設での作業は、訓練という位置付けですから、原則として**賃金は支払われません**。賃金や工賃が支払われるのは、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の場合です。

対象者

就労移行支援の対象となるのは、「一般就労が可能と見込まれる障害者」です。障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害の他に発達障害や難病の方も含まれます。また、障害者手帳の有無にかかわらず、医師の診断や自治体の判断などで、就職に困難が認められる人は、利用することもできます。

実際にどんなことをするのか

ある就労移行支援事業所を例にとると、以下のような訓練が実施されています。

- (1) 就労支援⇒就職するまでの具体的な流れや企業等の探し方、ハローワーク（公共職業安定所）への登録、求人検索機の使用方法などを学習します。
- (2) 同行支援⇒ハローワーク、面接、企業実習など、同行しサポートします。
- (3) 定着支援⇒就職後に企業等への訪問など、仕事が続けられるようにサポートします。
- (4) 企業実習⇒訓練を通して、得た知識を実践の場で試します。
- (5) その他 ⇒履歴書作成、面接や自己アピールの練習、SST、パソコンの Word、Excel のスキル向上等の訓練をします。

福祉事業所によって様々な障害者の適性と能力に応じたプログラムを用意しているため、事前に自分の適性と能力に見合ったプログラムがあるかどうか、見学して確認することをお勧めします。

A 型は雇用契約がある

就労継続支援 A 型は「雇用型」とも呼ばれ、事業者と障害者が雇用契約を結び働きます。基本的には最低賃金が保障され、社会保険の加入も義務付けられています。

A 型は給料あり

雇用契約に基づく就労のため、最低賃金(給料)が保障されています。

厚労省が調査した令和5年度の平均賃金月額は約 86,752 円となっています。

(令和4年度：約 83,551 円)

▲就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、近年上昇している。

対象者

一般就労が困難な障害者が対象です。具体的には、下記のような要件があります。

- (1) 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (3) 企業等を離職した者等、就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

実際にどんなことをするのか

- ある事業所を例にとると、以下のような作業が実施されています。

簡単な書類の作成、データ入力作業、パッキング・梱包封入などの軽作業、アクリル等の絵の制作、クリーニング業務、印刷のデザイン、パン作り等

- 就労継続支援 A 型で、仕事を通して知識や能力を身につければ、就職試験にチャレンジし、一般就労をすることもできる。

福祉事業所によって様々な作業があるため、事前に自分の適性と能力に見合った内容であるか、見学して確認することをお勧めします。

就労継続支援 B 型「非雇用型」について 目次へ

B 型は雇用契約がない

A 型が、雇用契約に基づき賃金が支払われるのに対して、B 型では雇用契約は結ばれません。軽作業も負担の少ない短時間になっています。

B 型は作業した分の工賃が出る

B 型では賃金は支払われませんが、それにかわって授産的作業の対価として工賃(手間賃)が支払われます。

厚労省が調査した令和5年度の平均工賃月額、23,053 円となっています。
(令和4年度：17,031 円)

▲就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額は、年々上昇している。

★法人によっては、B 型事業所でも平均月額工賃 65,000 円を超えるなど、より高い工賃をめざす活動に積極的な法人もあります。

対象者

主として A 型での就労が困難な障害者が対象です。具体的には下記のような要件があります。

- (1) 就労経験がある者で、年齢や体力の面で企業等に雇用されることが困難となった者
- (2) 50 歳に達している者又は、障害基礎年金 1 級受給者
- (3) 1 及び 2 に該当しない者で、就労移行支援事業者等による就労アセスメント（評価）により、就労面に係る課題等の把握が行われ、就労が難しいと判断された者

実際にどんなことをするのか

部品の組み立て、ラベル貼り、袋詰め、弁当づくりなど内職系の軽作業が中心です。

★就労継続支援 B 型で、仕事を通して知識や能力が身に付けば、就職面接にチャレンジし、一般就労をすることもできる。

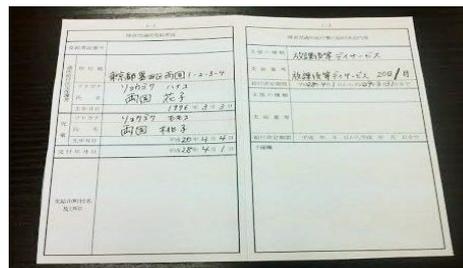
福祉事業所によって様々な軽作業があるため、事前に自分の適性と能力に見合った内容であるか、見学して確認することをお勧めします。

障害福祉サービス受給者証、療育手帳について

目次へ

○受給者証とは？

- ・受給者証は福祉サービスを利用するために自治体から交付される証明書です。
- ・受給者証には保護者と生徒の住所、氏名、生年月日、サービスの種類、その支給量（日数や時間数）が記載されます。



○身体障害者手帳や療育手帳との違い

身体障害者手帳や療育手帳は、障害名や程度を証明するために都道府県が発行しているものですが、受給者証は福祉や医療のサービスを利用できる証明として市町村が発行しているものです。

○支給量の意味 ～支給量とは、福祉サービスを利用できる日数や時間数のことです。～

- ・例えば支給量が「20日/月」と受給者証に書かれている場合には「1月あたり最大20日まで放課後等デイサービスを利用できる。」という意味です。
- ・利用料の9割を自治体が負担するので、月に何日利用できるかは、自治体の福祉課と相談をして決めることとなります。自治体ごとに判断が異なる場合もあるので、お子様の実態や利用を考えた経緯、希望する利用時間や日数を詳しく伝えてください。

○受給者証の取得方法 ～居住地の自治体の行政の福祉の窓口で申請します～

- ①利用する福祉事業所を見学します。
- ②住んでいる自治体の行政の福祉の窓口で申請します。
- ③必要書類（医師の診断書やサービス等利用計画案など）を作成して提出します。
※「サービス等利用計画案」とは、月にどのくらい生活介護等の福祉サービスの利用を必要としているかを記載します。行政の福祉の窓口で紹介された指定相談支援事業者に依頼して作成します。（市町村によって違いがありますので、要確認です。）
- ④市の調査員によるヒアリングがあります。
- ⑤支給が決定し、受給者証が交付されます。

「療育手帳」について

「知的障害」により日常生活や社会生活において制約がある方に、様々な支援を受けやすくするために交付しています。この手帳を受けると、税金の控除や公共料金の減免などいろいろな支援が受けられます。

○療育手帳の交付申請をする場合の手続きについて ～必ず判定の予約をしてください～

- ☆筑西児童相談所（18歳未満）
〒308-0841 筑西市二木成 615（筑西合同庁舎分庁舎） TEL0296-24-1614
管轄：筑西市、下妻市、結城市、桜川市、古河市、八千代町、常総市、坂東市、境町、五霞町 等
- ☆土浦児童相談所（18歳未満）
〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 TEL029-821-4595
管轄：取手市、つくばみらい市、守谷市 等

★児童相談所等に持参するもの（事前に電話して必ず確認してください。）

- ①母子健康手帳、通知表
- ②写真1枚（4cm×3cm 脱帽）
- ③印鑑 等

○障害の程度（4段階）

知的障害の程度により、Ⓐ（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）になっています。

○再判定 ～身体障害者手帳と違い、療育手帳には、更新（再判定）が必要です～

- ・療育手帳の「次の判定年月」欄には、再判定時期が記載されています。
- ・再判定時期の3ヶ月前になりましたら、電話などで予約をして下さい。

「障害支援区分」認定調査、障害基礎年金について

目次へ

障害支援区分とは

障害者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分(区分 1～6、区分 6 の方が必要度が高い)

手続きの仕方 ～18歳の誕生日が近づいてきたら～

①居住地の福祉課へ連絡（日程調整）

※福祉課から家庭に連絡が来る場合もあります。居住地の福祉課によっては、誕生日にかかわらず、年明けの時期（1月以降）から行う場合もあります。（要確認）

②認定調査の実施（場所：福祉課）

◎調査の項目 80項目の聞き取り

★本人が一人で生活することを前提に質問に答えます。

★どのように環境調整をすれば、その動作ができるかも伝えます。

大事なポイント！

➡ 聞き取りの結果によって、障害支援区分（1～6段階）が決定する。

インターネットで、「支援区分 聞き取り調査項目」や「障害支援区分に関するQ&A」も検索できます。

障害支援区分と利用できるサービスの適用表

介護給付の福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

※詳細については、居住地の福祉課まで問い合わせください。

サービス名	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
重度障害者等包括支援							○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
生活介護			△	○	○	○	○
療養介護						□	◎
施設入所支援				△	○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○

※ △ 50歳以上の方

□ 進行性筋ジストロフィー症または重症心身障害がある方

◎ 人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

「障害基礎年金」の手続きについて

障害基礎年金の受給要件を満たす方に対し、国民年金加入と同時に障害基礎年金が支給されます。

ただし、申請の手続きが必要となるため、ご相談の際は通学区にある日本年金機構の事業所にお問い合わせください。

★日本年金機構 下館事業所の案内

所在地	〒308-8520 茨城県筑西市菅谷 1720
連絡先	TEL：0296-25-0829（自動音声） FAX：0296-22-6011 ※番号のかけ間違いにご注意ください。
駐車場	有（24台）
学区	筑西市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 桜川市 常総市 結城郡 猿島郡

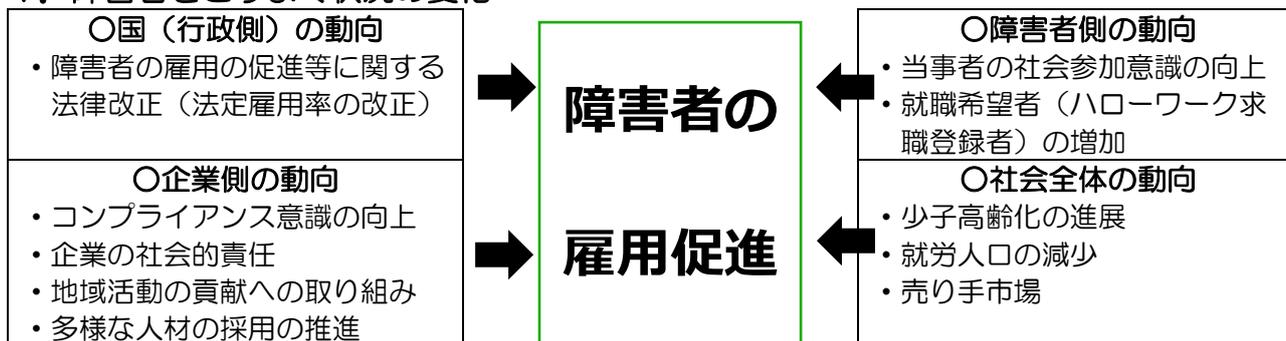
★日本年金機構 土浦事業所の案内

所在地	〒300-0823 茨城県土浦市小松 1-3-33 11ビル 1・2階
連絡先	TEL：029-825-1170（自動音声） FAX：029-822-7081 ※番号のかけ間違いにご注意ください。
駐車場	有（22台）
学区	取手市 守谷市 つくばみらい市

3. 障害者の雇用について

障害者雇用促進法から

1. 障害者を取りまく状況の変化



2. 就職者の離職

茨城県だけでなく、全国的にも就労した障害者の離職者数が多く、就労定着の支援に力を入れています。

○就労者の離職した理由							
第1位	生活の乱れ	第2位	勤労意欲の低下	第3位	心理的な理由	第4位	人間関係の悪化
第5位	通勤困難	第6位	給料への不満	第7位	会社の都合	第8位	仕事内容の複雑化

3. 障害者の法定雇用率～障害のある方に雇用の場を与えるための制度～

障害者雇用率は、「法定雇用率」とも呼ばれ、事業主に対して、従業員的一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用に義務付けています。

事業主	法定雇用率 令和8年7月以降（令和6年4月）
民間企業 ※40人以上の労働者を雇っている企業	2.7%（2.5%）
国、地方公共団体	3.0%（2.8%）
都道府県の教育委員会	2.9%（2.7%）

※民間企業の中には、建設業等、障害者の就労が難しい職種がある。その職種の企業は、「除外率制度」が適用され、労働者数を一定率、控除される。

<p>×障害者の法定雇用率が達成できない場合 ～障害者雇用納付金制度が適用される～</p> <p>未達成の企業(100人以上)は、不足人数の1人当たり、月額5万円の納付金を払わなければならない。</p> <p>○障害者の法定雇用率以上雇用している場合 ～障害者雇用調整金制度が適用される～</p> <p>法定雇用率を超えた企業(100人以上)は、超えた人数の1人当たり、月2万9千円の調整額が支給される。100人以下の企業では、一人当たり月2万1千円</p>

4. 雇用率のカウント ※1カウント=1人

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	10 時間以上 20 時間未満
身体障害	1	0.5	-
重度身体障害	2	1	0.5
知的障害	1	0.5	-
重度知的障害	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5※	0.5

※ 一定の要件を満たす場合、0.5ではなく1とカウントする特例措置あり

○障害者手帳には、3種類あり、等級が大きく関わります。

・身体障害者手帳 1～2級：手帳所持で重度と判定 3～6級：手帳所持で軽度と判定
 ※3級に該当する障害の重複で重度、7級に該当する障害の重複で軽度と判定

・療育手帳 A、Ⓐ：手帳所持で重度と判定
 ※療育手帳B又はCを所持し、「重度知的障害者判定」で、療育手帳交付機関の知能検査において、知能指数60未満の方：重度と判定

・精神障害者手帳 1～3級 重度、軽度の区別がない。

★企業の人事担当者等は、障害者を10人雇用（10カウント）しなくてはならない場合、この10カウントを重度、軽度、常用労働者、短時間労働者でどう雇えるか、達成できるかを考えながら採用活動をしている。

本校の就労（障害者雇用）の流れ

目次へ

1. 一般事業所（企業）訪問①（生徒実習希望→担任→進路担当から企業へ連絡→日程調整→見学日決定）

- ※ 訪問する際は、実習希望生徒、保護者、学級担任、進路指導主事で訪問する。
- ☆「個別の教育支援計画」を活用して生徒の実態を伝え、実習を受け入れられるか判断してもらう。
- 実習希望生徒
訪問して施設内の見学、仕事内容の説明を受け、様子を知り、その上で実習先を最終決定する。
- 一般事業所の人事担当者
実習希望生徒の様子を見て、社内で実習を受け入れるかを判断、協議する。

2. 一般事業所訪問②（実習事前相談） ※実習希望生徒、保護者、学級担任で訪問する。

実習に向けての最終確認

- ・実習時間 ・仕事内容 ・服装 ・通勤方法 ・インターンシップ保険加入 等

3. 進路体験実習 校外実習（年間2回実施 I期：6月中旬～下旬、II期：10月下旬～11月上旬）

- 実習生徒
就労希望の実習先で2回以上続けて進路体験実習を行い、担当者から高評価を受ける。
- 一般事業所の人事担当者
実習の様子を見て、仕事の適性、対人関係等を確認し、就労可能か判断し、社内での調整を経て決定する。

▼実習の結果

◎高評価

- 4. 実習先から、**就職の内々定**を頂く。

▼実習の結果

△保留

再度、継続して校外実習を行い、評価して頂く。

▼実習の結果

×就労は難しい

相談支援員と契約し、福祉事業所に通所する方向に進路想定を変更する。「就労移行支援」のサービスを利用し、就労のための訓練（継続した福祉事業所の企業実習等）を受け、力をつけてから就職を目指す。

5. ハローワークに求職登録する。 ※生徒、保護者、学級担任で訪問する。

- ・高3の夏に下妻、もしくは居住地近くのハローワークで求職登録する。

持参する物 障害者手帳、履歴書 等

6. 内々定を頂いた実習先の一般事業所に「指名求人票」をハローワークから出してもらう。

7. 就職試験 受検（面接、論作文など）

持参する物 履歴書（写真入り）、必要に応じて調査書（学校で作成）

8. 実習、受検した一般事業所から就職の内定を頂く。

☆内定証書を一般事業所から郵送される。 後日、就職に必要な書類を作成、準備をする。

9. 内定を受けた一般事業所と雇用契約を結ぶ。（就労決定）

☆労働条件、福利厚生について、保護者と確認し契約する。

10. 障害者就業・生活支援センターと契約 ※生徒、保護者、学級担任又は進路指導主事で訪問する。

契約する理由

高等部卒業後の就業面、生活面での支援を依頼するために契約する。

→センターの就業支援担当者が企業訪問したりして、就労定着のサポートをしてくれる。

持参する物

指名求人票、障害者手帳、履歴書（写真入り）

11. 移行支援相談 ※生徒、保護者、就業支援担当者、学級担任又は進路指導主事で訪問する。

☆就職後に困難になりそうなことについて、人事担当者、所属部署の上司と話し合う。

☆勤務初日のことや採用前研修について確認する。

障害者就業・生活支援センターについて 目次へ

就職や在職中に支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら就業生活の継続に向けた支援を行っています。

<p>○就業面での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん） ・就職活動の支援 ・職場定着に向けた支援 ・関係機関との連絡調整 ・障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
<p>○生活面での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 ・関係機関との連絡調整

県内の障害者就業・生活支援センターの一覧

※赤枠：本校の通学区域の市町

センター名	障害福祉圏域	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
水戸地区障害者就業・生活支援センター	水戸	社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	311-4141	水戸市赤塚 1-1 ミオスビル 2F	029-309-6630
障害者就業・生活支援センターまゆみ	日立	医療法人圭愛会	316-0003	日立市多賀町 2-18-6 三協ビル 1FC号	0294-36-2878
障がい者就業・生活支援センターKUINA	常陸太田・ひたちなか	社会福祉法人町にくらす会	312-0004	ひたちなか市長砂 1561-4	029-202-0777
かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり	鹿行	社会福祉法人鹿島育成園	314-0016	鹿嶋市国末 1539-1	0299-82-6475
障害者就業・生活支援センターかい	土浦	社会福祉法人白銀会	315-0005	石岡市鹿の子 4-16-52	0299-22-3215
つくばLSC 障害者就業・生活支援センター	つくば	社会福祉法人創志会	300-2645	つくば市上郷 7563-67	029-836-7200
障害者就業・生活支援センターかすみ	取手・龍ヶ崎	特定非営利活動法人自立支援ネットワーク	300-0053	土浦市真鍋新町 1-14	029-827-1104
障害者就業・生活支援センターなかま	筑西・下妻	社会福祉法人慶育会	308-0811	筑西市茂田 1740	0296-22-5532
障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部	古河・坂東	社会福祉法人慈光学園	306-0504	坂東市生子 1617	0280-88-7690

障害福祉圏域	市 町 村
水戸市	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
日立	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田・ひたちなか	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
鹿行	鹿嶋市、潮来市、鉾田市、神栖市、行方市
土浦	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば	つくば市、つくばみらい市、常総市
取手・龍ヶ崎	取手市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西・下妻	筑西市、下妻市、結城市、桜川市、八千代町
古河	古河市、坂東市、境町、五霞町